

佐賀県告示第88号

政府調達に関する苦情の処理手続（平成12年佐賀県告示第124号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月23日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第2 苦情の申立て</p> <p>1 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、<u>政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）</u>、<u>政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）</u>、<u>経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）</u>その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し書面により苦情を申し立てることができる。</p> <p>供給者が、協定等の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。</p> <p>2 略</p>	<p>第2 苦情の申立て</p> <p>1 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、<u>2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定</u>、<u>経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定</u>その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し書面により苦情を申し立てることができる。</p> <p>供給者が、協定等の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。</p> <p>2 略</p>